

令和3・4年度 建設工事入札参加資格審査申請に係る  
経営事項審査結果通知書の取扱いについて

- 1 今回対象となる経営事項審査の審査基準日は、  
令和元年7月1日から令和2年6月30日です。
- 2 建設工事入札参加資格審査申請にあたっては、審査基準日が前項の期間内となっている経営事項審査結果通知書の写しを提出する必要があります。
- 3 令和2年10月15日（木）までに、所管する各土木事務所に経営事項審査の申請を行っていただければ、11月中に審査結果を通知することができます。
- 4 県内工事に係る建設工事入札参加資格審査申請の受付期間は、  
令和2年12月1日（火）から12月14日（月）  
となっており、10月15日（木）までに経営事項審査の申請を行っていない場合、  
入札参加資格審査の申請ができなくなるおそれがあります。
- 5 以上のことから、建設工事入札参加資格審査申請を予定している場合には、できるだけ早めに経営事項審査の申請を行っていただきますよう、ご協力をお願いします。
- 6 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていただければ特例措置として、今回対象となる令和元年7月1日から令和2年6月30日を審査基準日とする経営事項審査の受審を猶予されます。  
該当する建設業者は、土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班  
(TEL 866-2374) までお問い合わせください。